



越路 3月 (No.120)

発行 / 越路町役場 (新潟県三島郡越路町) TEL 越路 (02589) 2-3111 ■ 印刷 / 大川印刷株式会社

年金手帳の様式が 変わります

これまでは、国民年金の被保険者には国民年金手帳、厚生年金保険や船員保険の被保険者には被保険者証と、年金それぞれに異なった様式による手帳や被保険者証が交付されていました。
しかし、昨年十一月からは、三種年金共通による年金手帳を交付することに改められました。
この年金手帳(オレンジ色)は昨年十一月一日以降に、被保険者の資格を得た人、または、亡失や、き損などにより再交付の申請をした場合に限って交付されているもので、一斉に手帳の更新を行うというものではありません。
この年金手帳(共通手帳)の交付を受けた人は、その後、他の年金制度(二種年金)に加入する場合は、必ず、届け書にその年金手帳を添付して下さい。一人で二冊以上交付をうけると、将来年金請求する時、やっかいになりますので、注意して下さい。また本人の年金加入の全期間にわたる記録になりますので、大切に扱うよう

お願いいたします。

所得税・住民税・事業税

確定申告は3月15日までに

所得税・住民税の申告相談日は次のとおりです
期間内に必ず申告しましょう。

の心配ごと相談は 三月十五日
行政苦情相談は 三月二十日

| | |
|-----------|------|
| 卒業式 | 入学式 |
| 中学校 3月15日 | 4月5日 |
| 小学校 3月25日 | 4月4日 |

| 月日 | 曜日 | 部落 | 場所 | 時間 |
|-------|----|------------|----------|------------|
| 3月3日 | 月 | 浦神谷、朝日 | 役場 | 9.00~4.00 |
| 3月4日 | 火 | 来迎寺、仲島 | | |
| 3月5日 | 水 | | | |
| 3月6日 | 木 | 沢、西野、中飯、中島 | 西野区事務所 | 9.00~4.00 |
| 3月7日 | 金 | 釜ヶ島 | 釜ヶ島区事務所 | 9.00~12.00 |
| | | 岩野 | 岩野区事務所 | |
| 3月10日 | 月 | 塚野山、小坂 | 塚野山区事務所 | 9.30~4.00 |
| 3月11日 | 火 | 東谷 | 生活改善センター | 9.30~4.00 |
| | | 西谷 | 西谷公民館 | |
| 3月12日 | 水 | 飯塚、中島 | 児童館 | 9.00~4.00 |
| 3月13日 | 木 | 岩田 | 岩田区事務所 | 9.00~4.00 |
| 3月14日 | 金 | 不動沢 | 不動沢区事務所 | 9.00~12.00 |
| | | 沢下条 | 沢下条区事務所 | |



成人式のご案内

昭和五十年度、町成人式を次のとおり行ないます。
日時 四月六日(日)午前九時
会場 越路小学校
対象 昭和二十九年四月二日から三十年四月一日までに生まれた人。
なお式典終了後記念事業として祝賀会、弥彦神社参拝等計画しておりますので多数出席ください。くわしくは、後日該当者宛ご案内申し上げます。

四十九年分農業所得(標準)額決まる

水稲 八四、七三円(十アール当り)
(前年比二五・八%高)
畑 二九、八三円(十アール当り)
(前年比五・五%高)

今日は国民年金の納入月です
納期日 3月20日



寒ブナとり

寒ブナは、越路町が産地ともいわれている。越路橋から上流が魚場で、ブナやワカサギが多くとれている。
護岸用に置かれたテトラポットの罾りを機でつくと、大小さまざまな魚が網の中に入る。
立春とはいよいよ、まだ雪国の春はあやうく、水は冷たく両手は赤くはかぬが、春の寒さの中で、寒ブナをとる喜びは何んともいえないであろうである。(二月四回補で)

今月の主な内容

- 在宅重度身体障害者郵便での投票の道ひらく
- 家族そろって一日一円の交通災害共済に加入しましょう
- 年金手帳の様式が変わります

町の人口

| | | | |
|-------------------|---------|--|-----|
| 住民基本台帳人口 (1月末日現在) | | | |
| | | | 前月比 |
| 世帯数 | 3,063戸 | | 0 |
| 人口 | 13,744人 | | 0 |
| 内 男 | 6,681人 | | -7 |
| 内 女 | 7,063人 | | +7 |

“在宅重度身体障害者に、” 郵便による 投票の道ひろく



3月1日以降の告示 選挙から適用

身体に重度の障害がある人の選挙権行使の手段を拡充するため、公職選挙法等の改正により「郵便による不在者投票」の制度ができました。

この制度は、今年三月一日以降に公示または告示される選挙から適用されますが、郵便による不在者投票に必要な「郵便投票証明書」の交付は一月二十日から行われておりますので、町選挙管理委員会へ問い合わせして貴重な一票をムダにすることなく投票に参加しましょう。

郵便による不在者投票ができる人

郵便による不在者投票をすることができる人は、身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている人で、次のとおり身体に重度の障害のある選挙人です。

| 別表 | 手帳の種類 | 障害の種類 | 障害の程度 |
|---------|------------------|----------|----------|
| 身体障害者手帳 | 両下肢もしくは体幹の障害 | 一級もしくは二級 | 一級もしくは二級 |
| 戦傷病者手帳 | 心臓、じん臓もしくは呼吸器の障害 | 一級もしくは二級 | 一級もしくは二級 |
| 戦傷病者手帳 | 両下肢もしくは体幹の障害 | 一級もしくは二級 | 一級もしくは二級 |
| 戦傷病者手帳 | 心臓、じん臓もしくは呼吸器の障害 | 一級もしくは二級 | 一級もしくは二級 |
| 戦傷病者手帳 | 両下肢もしくは体幹の障害 | 一級もしくは二級 | 一級もしくは二級 |
| 戦傷病者手帳 | 心臓、じん臓もしくは呼吸器の障害 | 一級もしくは二級 | 一級もしくは二級 |

投票には郵便投 証明書が必要

郵便による不在者投票をするに必要なのは「郵便投票証明書」です。町選挙管理委員長から郵便投票証明書の交付を受けてください。

投票手続きの あらまし

三月一日以降にある選挙について投票できることとなりますが、その手続きは次のとおりです。

- 投票用紙および投票用封筒の請求
- 郵便による不在者投票ができる選挙人は、(ア)選挙の期日(投票日)前、四日までに(イ)所定の様式(選管にあり)による申請書に本人が署名し、(ウ)郵便投票証明書を提示して、町選挙管理委員長に投票用紙および投票用封筒を請求してください。
- この請求は、選挙の公示または告示の日前にもできます。
- 投票用紙および投票用封筒の交付

ガス税が 安くなりました。

今年一月一日からガスの税率が五%から四%に引き下げられたほか、免税点が二千七百円から四万円に引き上げられました。これは、昨年十二月地方税法の一部が改正されたことによるもので、当町の場合は一カ月使用量百八立方メートル(使用料金三千九百八十六円)まで無税で、それ以上二使用の場合は、使用料金の四%の税率を含めて徴収されています。

家族そろって 加入しましょう。

一日一円の 交通災害共済

毎日いたましい交通事故が、新聞、テレビ等で報道されています。一日一円の安い会費で「不幸にして交通事故にあった方に見舞金を」と相互扶助の精神から始まった交通災害共済制度です。

どんな印鑑がよいか

それでは、どんな印鑑がよいのでしょうか。まず、印鑑は「個人を特定する」と同時に「その個人と同一である」という点からして、氏名が戸籍または住民票に記載されているとおりであることが原則です。もし、氏名の字数が多いときは、氏と名の一部を組み合わせたものでもよいと思います。氏の名のものは、大量生産をすることができ、個人の重要な意志決定に使用する印鑑としては、問題が出てくる場合があります。次に書体ですが、特に制限はありませんが、誰でも簡単に読めることが必要です。最近の「印相体」は、判読しにくいものも多く、登録をこたわる市町村が多いそうです。その点、「楷書体」はもちろんのこと、「古印体」「れい書体」はわかりやすく一般的と言いましよう。また印材についても制限はありませんが、熱等によって変形しやすい「ゴム印」等は適当ではありません。堅い床に落とされた場合、カケやすい印材のもの、せっかくの貴重な印鑑としての価値をなくすこともあります。その点、一般的に「つげ印」は組織が密で、堅さが一定しており、温度や湿度などの影響をうけにくいという、価格も適当とされています。



飯島部豊作感謝に 落有 志者

飯島部落の西、新しく開通された県道バイパスを行くと、左側の田んぼの中に、高さ一米八十種・幅一米の越路町一大きい米山塔が建立されており、側面に「明治三十二年十月八日・有志者」ときざまれていた。戦前までは講もあつたようだが、今では部落管理となつており、お祭りは毎年春と秋の「社日」には、年

五十嵐淑郎氏 助役を退任

一年以内に請求してください。役場で受付しています。加入申込み 部落長または役場へ会費を添えて申込みください。 五十嵐淑郎氏は一身上の都合により、二月四日越路町助役を退職されました。

米山塔 (9)

「社日」とは春と秋とにあり春の社日には五穀の種子を祭つてその豊熟を祈り、秋の社日には稔った作物の初穂を供えて、その感謝の意を表する行事をする。この社日の日のきめ方は、春分、秋分にいちばん近い「戌の日」をあてることになっており今年三月二十三日と九月十九日が社日にあつている。また、社日が前年より早ければ豊作、遅ければ不作といわれており、今年より遅いので、作が悪いのではないかと、鈴木惣代は心配していた。

記念講演会日時変更
3月5日が3月8日午後1時に変わりました。